

建設環境委員会

平成27年9月2日（火）

午前10時01分～午後0時08分

議会第4会議室

【出席委員】山口弘展委員長、山下伸二副委員長、実松尊信委員、池田正弘委員、武藤恭博委員、西岡義広委員、福井章司委員、黒田利人委員

【欠席委員】松尾和男委員

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・建設部 志満建設部長、ほか、関係職員

【案件】

・付託議案について

○山口委員長

皆さんおはようございます。それでは、これより建設環境委員会を開催いたします。

なお、松尾委員からは欠席との連絡が入っておりますので、御報告をさせていただきます。

審査に入ります前に、執行部におかれましては、委員会は限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。

なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。

また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いをいたします。

それと、委員の皆様に申し上げます。

昨日も申し上げましたが、このたびの決算議案審査は、委員会としての意見、提言を数項目取りまとめることとなりますので、そこを踏まえた上での審議をお願いしたいと思います。

それでは、建設部に関する決算議案の審査に入ります。

まず、第64号議案 平成26年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第8款第1項及び第2項について執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成26年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第8款第1項、第2項 説明

○山口委員長

それでは、ただいま8款の第1項及び第2項について御説明をいただきました。議員の皆様からの御質疑をお受けしたいと思います。御質疑ある方は挙手をお願いします。

○西岡委員

説明書の210ページですが、自歩道照明のことについてお尋ねをしたいと思います。

この3,000万円の予算は、北部、本庁、中部っていう形で5件御報告なさったかと思うんですが、これは当初予算の委員長報告も持っておりますが、平成26年度、平成27年度、平成28年度の3年間にわたってという形で、1,300基を設置、整備をしていくっていう事業かと思っております。平成26年度は365基設置の予定であります。この部分をちょっと詳細に説明いただくと理解することができないんですが、いかがでしょうか。

○道路整備課職員

365基の路線のどこをしたかということの説明すればよろしいでしょうか。

○西岡委員

いや、今、課長の説明では、北部、本庁、中部の5件の括弧書きを説明されたと思うんですが、それで、議会に当初予算で報告があったのは、今、係長が言った、365基を整備していくっていう説明をされたわけですよ。3年間で1,300基、そうでしょう。その部分をよかったら、5基のほかにもあるなと思うたけん、その辺の部分が完全に予算を執行できたか、また、不用額に残っていないか等含めてね、この辺まで。一問一問でいこうと思っただんですが、予定どおり、この基数に応じて整備をしてきたかどうかを教えてください。

○道路整備課職員

当初、この事業は3年間でやるということで、平成26年度につきましては、予定では365基ということで、先ほどの課長の説明については、5基ではなくて、件数として5件を工事として発注しております。

それで、365基に対して、実数としましては280基を、佐賀市内のほうで取りかえの実施を行ったところであります。

その理由としまして、当初の365基に対して280基となったのは、南部のほうにあります徐福サイクルロード、また、旧佐賀市のほうへつながっている徐福サイクルロードにおいて、照明灯のポール等の腐食が著しいものがあつたり、また、配電盤の取りかえ工事等が発生したために、予想より経費がかかったために基数自体は減った形になっております。以上です。

○西岡委員

そしたら、この工事の部分について、不用額は残ってらんと。

○道路整備課職員

不用額は残っておりません。

○山下伸二副委員長

多分、余計な工事費がかかったんで、不用額が出ずに、予算がなくなった時点で、280基で工事が終了したと思うんですけども、予定どおり、今後、85基ぐらいは平成26年度できていないわけですよ。その分は翌年に持ち越すんですけども、計画どおりの工事が予定されているのかどうか、そこら辺はどうでしょう。

○道路整備課職員

昨年3月の委員会場で質問があったときに、この事業が当初、現況18%弱の照明灯を3年間で1,300基行って、約33%の実施率に持っていきますという話だったと思います。

それで、先ほども御指摘のとおり、一部そういうポール等の器具の取りかえ以外の経費がかかったということで、最終的には平成28年度完了時点で、3%ほど基数ができないような状況で今のところ予定をしております。

○池田委員

213ページの自転車対策事業費の中で、佐賀駅周辺の放置自転車等指導業務についてなんですけれども、現在の放置自転車の状況というのは、ここ数年はどうか、その辺を教えてください。

○馬場道路管理課長

放置自転車の推移でございます。平成26年度、2,110台、平成25年度、2,583台、平成24年度、2,314台、ちょっと前ですけど、平成20年度が4,300台で、少しずつ努力されて、2,000台ぐらいで今推移しております。以上です。

○池田委員

ひところより大分減ったという感じですけども、放置自転車については、警告とか、また、撤去までずっとされていると思うんですけども、その辺の状況というのはどうですか。

○馬場道路管理課長

済みません、今のは札をつけた警告の分になります。実際の撤去台数は、平成26年度、1,025台、平成25年度、1,211台、平成24年度、1,139台、大体1,000台前後でまだちょっと続いております。以上でございます。

○池田委員

撤去については1,000台ぐらいということで、かなりこの辺は多いと思うんですけども、やはり撤去するにも費用もかかるし、人手も要ということで大変だと思うんですね。この辺は、しっかり指導とか、そういったものについてはもう少し、強化とか、どういう方がされているのか、それも含めて、ちょっと教えていただきたい。

○馬場道路管理課長

現在は、放置自転車の撤去については、先ほど申しました嘱託3人の方で1日回って、一応午前と午後、まず、午前回りまして札をつけて、午後から一番に撤去します。そして、また午後から撤去しながら、次があれば、札をつけて、また4時前に撤去します。それともう一つ、御存じと思いますが、駐輪場が全部で5カ所ございます。西、それから北、北というのは駅のすぐ北、それから東、あと西友の間にあります、いわゆるチャリラクいいます、コインを入れる分です。そういうものが福祉ネットに今お願いしております。そちらは、そういう関係で、ずっと駐輪場を回られますので、一緒に連携してといたしますか、

タイアップして、そこら辺は行っております。それは、今後も引き続き行っていくようにいたします。以上です。

○山口委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、続きまして、第8款第3項及び第4項について執行部の説明を求めます。

入れかわりがありますので、しばらくお待ちください。

◎執行部入れかわり

◎第64号議案 平成26年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第8款第3項、第4項 説明

○山口委員長

それでは、第8款の3項及び4項についての説明が終わりましたので、ここで一旦切りまして、委員の皆さんから御質疑をお受けいたします。御質疑のある方は挙手をお願いします。

○福井委員

216ページの川を愛する週間事業、これは、自治会、事業所、学校全市民一体となつてということですが、これは旧市、新市を含めて全部の自治会であるかどうかの確認と、それから、その次、地域のほうから申請があったもろもろのことについての件数、これをちょっと教えていただけますか。

○小池河川砂防課長

まず初めに、川を愛する週間の参加について、旧市と新市のことについて尋ねられたかと思えますけれども、川を愛する週間につきましては、旧市、新市とも、全ての自治会とは申しませんが、参加いただいているところです。

○河川砂防課維持係長

2点目の質問なんですけれども、要望件数は、トータルで373件でございます。

○福井委員

自治会については、全てとは申しませんがというのが、ちょっとよくわからないんですけど、どうなっているのでしょうか。何か差があるわけですか。

○河川砂防課維持係長

自治会は、663自治会に全て要望をいたしております。ただ、春、秋の川を愛する週間のときに、その自治会において、春はやめて秋だけにするとか、そういうふうなところがございまして、全ての自治会で春秋全て協力をいただいているわけではないということです。

○福井委員

373件については、要望を受けたものは完全に完了しているということですね。

○河川砂防課維持係長

要望件数は373件ございまして、処理が終わっている件数が280件でございます。

○福井委員

ということは、残りの93件は、これは、例えば処置ができないとか、もろもろのことについて、その辺のことがあるわけですか。その辺はちゃんと自治会というか、対応をきちんとされているかどうか。

○河川砂防課維持係長

残りの処理ができなかった分については、自治会長にちゃんと御連絡をして、翌年にできるだけ対応するような話し合いは行っております。

○山口委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑もないようですので、次、第8款第5項及び第6号について、執行部の説明を求めたいと思います。——執行部の皆さん、ごめんなさい。ちょっとお手洗い休憩を5分ぐらい入れたいと思いますので、呼び出しの放送はしませんので、各自よろしくお願いたします。11時から再開いたします。

◎午前10時54分～午前11時00分 休憩

○山口委員長

それでは、引き続き始めさせていただきたいと思いますが、大変申しわけありませんが、先ほどの第3項ですか、河川の分で1点だけ、どうしても質問を忘れていたということでしたので、ちょっと前に戻らせていただいて、第3項について質問を許可したいと思います。

○福井委員

先ほど、河川の問題で、いわゆる川を愛する週間の中で、地域の皆さんからいろんな要望が出たという中で、例えば、積み残していくと、いわゆる373件で、実際280件ができて、残っていくということもあったんですけど、我々の経験上からすると、コモですね、河川清掃等で中心部では物すごくコモの発生が多くて、これをとるのが難しいということもあって、結構そういう案件が多いと思いますが、案件の内容がわかればちょっと教えていただけますか。

○河川砂防課維持係長

要望の内容といたしまして、木柵と根固めというのがございます。それと、しゅんせつ、伐採、あと施設ですね。樋門の周りの護岸がちょっと崩れているから見に来てくれというような内容になっております。

○福井委員

件数は。

○河川砂防課維持係長

木柵、根固めの件数が22件です。しゅんせつ、伐採の依頼が199件です。施設、樋門等の周りの修繕が45件で、その他というのがございますけれども、これが、よその課に関連するものが107件でございます。

○福井委員

結局、その残りの分で、できなかった分で九十何件というのも、多いのはどういう案件ですか。

○河川砂防課維持係長

未処理で、その中で件数が一番多いのは、しゅんせつ、伐採の38件でございます。

○福井委員

恐らく毎年要望があって、完了できていないんだと思うので、基本的に言うと、この分の予算の規模というものについては、もう少し配慮すべきじゃないのかなという気はするんですよね。これついて、課長、もしその辺の判断があればと思うんですけど。

○小池河川砂防課長

しゅんせつ、伐採については、今の状況では、毎年要望されても、やはり要望件数が多くございまして、3年に1回等で我慢していただいているところもございまして。しゅんせつを余りし過ぎてても護岸が下がり過ぎるということもありますので、伐採等については、3年に1回等で我慢してもらっている部分もありますけれども、予算も現状から余りふえることはなかなか期待できないので、地域の皆様に頑張っていただきたいというのが現状です。

○福井委員

頑張れないから結局そうなるというか、しゅんせつの分で、恐らく実際に出てきている人は、高齢者も多いし、そんな中でやはり、なかなか事実上、人力では難しいというケースは結構多いもんですから、この辺は、ぜひ今後とも配慮をよろしくお願ひしたいと思うんですけども。

○小池河川砂防課長

予算の確保について、頑張っていきたいと思います。

○山口委員長

そしたら、第8款第5項及び第6項について、執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成26年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第8款第5項、第6項 説明

○山口委員長

それでは、ただいま第8款第5項及び第6項について執行部から説明がありましたので、ここで委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑のある方は挙手をお願いします。

○黒田委員

資料番号19の223ページですが、屋外広告物取り扱い事業についてでありますけれども、新規とか書いてありますが、これは条例に基づいて、今までしていた広告物についてどうするのかというような議論も、一時なされたんですが、その件についてはどうなっているのか。

それと、最近また交差点等にも、以前のように広告物ができているところがあるんですよ。その指導はどうかされているのか。2点について。

○武藤都市デザイン課長

今言われました屋外広告物条例につきましては、平成26年4月1日に条例を改正しております。

条例の改正の中身につきましては、これまで既存であった屋外広告物を、特例許可ということで許可をするということ、それから、継続費については、値段を下げるということ、大きくは2項目ということで、まず、市内に掲示されています屋外広告物を把握して、多くを、要するに許可をしていこうということで、条例を改正させていただいたことございます。

条例改正によりまして、特例許可ということができるようになりましたものですから、今まで許可を、申請も受け付けることができなかつた案件について、受け付けができるようになりました。そのことによりまして、これまで、180件とか、200件以下の新規でしたが、その後、平成25年には296件、平成26年には405件ということで、申請件数、許可件数がふえてきたところでございます。

それから、2点目でございますが、交差点に建てられている看板ということで、大きな交差点については、特定交差点ということで強化をしております。これまでも、北川副小学校の前でありますとか、大和の肥前国庁跡の交差点っていうところを重点的に撤去してまいりました。

今後も、特定交差点につきまして重点的に、建てないようにということで指導していきたいと考えております。以上です。

○黒田委員

重点は、2カ所だけですか、何カ所かありますか。

○都市デザイン課職員

指定しております特別交差点というものになりますけれども、そこは市内の主要な道路で、道路が2車線以上、片道1車線以上あって、なお、信号機がついている交差点ということで、その特別交差点の場所は、その条件を満たすところになりますので、実際、180近くあったんじゃないかと思います。

○黒田委員

そしたら、180カ所ぐらいあるところについては、先ほど言われたような形で、以前か

ら看板をしているところについては、しないようにという規則で今後も臨むということですかね。

○武藤都市デザイン課長

そのような交差点につきましては、看板を設置することができないので、指導を強化していきたいと思っております。

○武藤委員

関連ですけど、対象となる件数は、一応調査されていると思いますけれども、以前ちょっと聞いたかもわかりませんが、再度対象となる件数を教えてください。

○武藤都市デザイン課長

平成24年度に、市内の屋外広告物の調査を実施したところでございます。その中で、看板というのは、一つの敷地の中に複数あるものもありますので、事業所単位ということで申しますと、約1万4,500事業所の看板があるということを把握しております。

○武藤委員

その中で、許可をもらわなくてはいけない、対象となる看板は1万幾らですけど、その対象となるところは全部ですか。

○武藤都市デザイン課長

先ほど言いました1万4,500事業所のうち、許可が必要な事業所については、約1,800事業所でございます。

○武藤委員

ということは、平成26年に条例が改正されて、平成26年度で405件ということであれば、1,800の中の400という捉え方でいいわけですか。そのほかは、まだ申請されていないということですね。

○武藤都市デザイン課長

これまで申請をしていただいたところにつきましては、968事業所が申請していただいております。平成26年度末で許可が必要な事業所に対する申請率、許可率でございますけど、47.24%となっております。

○武藤委員

そしたら、そのほかはどういうふうな指導をされているのか、その辺はどうなっているんですかね。

○武藤都市デザイン課長

申請が必要な事業所、また申請不要な事業所、こちらが把握している看板を持つ全ての事業所に対しては、こちらのほうで、郵送で、こういうことです、申請が必要です、申請が要りませんということで、通知文書を送付しております。その後、個別指導であったり、催促をしたりということで、この許可率を上げるということを今努力しているところでございます。以上です。

○福井委員

今の条例の中身を、本当はもう少し詳しく知っていないといけないんだけど、要するに、いろんな企業がある中で、1,800件はどうしても屋外広告物の申請が必要だと。その必要である分とそうでない分の境目というのは、どういう部分を基準として決められているのか、それがまず1点。

○都市デザイン課景観係長

許可が必要なものについては、敷地内というか、1つの事業所単位で申しますと、許可地域と禁止地域で分かれますが、許可地域で20平米以上出されているところ、それから、禁止地域では10平米以上出されているところが、許可が必要なところということになります。

○福井委員

じゃ、その件はいいんですけど、2番目の違反広告物の撤去数で、約3,000件近くで、前年比1,400件増というのは非常に多い、倍ぐらいになるわけなんだけど、これはサラ金等の張り紙ということ、それ以外に何かありますか。その辺、どう分析されていますか。

○都市デザイン課景観係長

主なものはサラ金等の張り紙で、電柱等に所構わず張られるというのが多いんですけども、ほかには、不動産関連でのモデルハウスの案内の看板とか、張り札ですね、そのようなものが結構あります。

○山口委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかにないようですので、次に、最後になりますが、第11款第2項について執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成26年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第11款第2項 説明

○山口委員長

それでは、ただいま説明が終わりました。質疑おありの方、挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑ないようですので、建設部の審査を終わります。

執行部の皆様は退室していただいて結構です。

◎執行部退室

○山口委員長

それでは、本日の審査を終了したいと思います。本日の決算議案審査に関して現地視察の御希望はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

現地視察の希望はないということでございますので、次に、本日の決算議案審査におい

て、委員会としての意見、提言を取りまとめる案件の候補として、さらに協議検討が必要な案件がございますでしょうか。

○山下伸二副委員長

河川の排水対策のところ、先ほど福井委員のほうから、河川浄化対策事業で川を愛する事業の中のところもあったので、それももちろんなんですけれども、その前に河川排水対策のしゅんせつ伐採事業……

(「何ページ」と呼ぶ者あり)

きょう福井委員からあったのは、216ページの下河川浄化対策事業の中の、373件のうち280件、特にやっぱりしゅんせつ伐採が、要は項目ごとにどういったものが翌年に繰り延べされているのかっていうこととか、そういったことを確認しながら、自治会の要望に極力応えていくように予算を確保してもらおうということが大事だろうと思いますし、その前の215ページにも、河川排水対策事業で河川水路の浚渫伐採事業というのがあるわけですね、これが9,000万円程度あるんですけども、こういった事業との兼ね合い、こういったものをもう一回確認したいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

多分、市が場所を決めて定期的に行っていると思うんですよ。だから、そこら辺のところと自治会からの要望等、どういうふうな関連づけをしてされているのかとか、予算の規模がそれで妥当かどうか。

○山口委員長

今の分を整理させていただきますと、川を愛する週間にも絡んでのことなんですけど、河川浄化対策費として、やはり地元からそういう要望が出てくる、繰り越した件数に関しては、実際中身がどういった要望が多いのか、それから、繰り越した件数について、先ほど説明によると、3年に1回ずつぐらいで我慢をしてもらっているというような表現も出たんですけど、これもずばり予算の関連なのかなというふうに思っております。

で、今、副委員長から言われた、その前の河川排水対策事業という別の項目もあるので、恐らくこれとさっきの河川浄化対策というのは、規模も違うし、もともと予算立ててやってくるか、それとも、地域の中から急に要望が上がってくるかの差だと思うんですけど、その辺も含めて、予算のつけ方とか、そこも含めて、もう1回問い合わせをする必要があるのではなからうかというような内容だったと思います。

○西岡委員

うちのあたりのような市街化調整区域は、自治会で春と秋の川を愛する週間に応じて、みんな汗をかいているんですけど、胴長とか、そういう道具類は建設部からお借りしているんですけど、補助金関係は自治会と生産組合長の申請になっています。だから、建設部で河川とか、そういう部分については、市街化調整区域はどっちかというところ、農村環境課担当です。で、その辺も頭に入れて、どっちかというところと中心部ばかりで。うちのあたりは、どうしても窓口は農村環境課でやっていってます。だから、その辺の部分も頭に入れ

てやっていきたいなと思います。そうであれば、農村環境課のほうにも、所管は違うけど、頭を入れつつ、そっちのほうもやっていただかんと、私はいけないと思う。委員長も市街化調整区域の中にお住まいけん、よくわかる……

○山口委員長

わかります。今、西岡委員がおっしゃるとおりだと思っています。西岡委員の意見としても、今の河川浄化、排水対策に絡んでのことだったと思いますので、これはぜひ項目としては取り上げたいというふうに思いますが、そのほかで何か项目的に挙げなければいけない……。

○黒田委員

屋外広告物でしなくちゃならない人で、まだしていない分があるわけですね。そのあたりは、条例をつくったわけだから、いずれかきちっと、やっぱり引っ張ってでもさせないといかんと思うんですよね。指導のときにでも。もちろん、申請で金が必要なので、あれですけど。しかし、今からの人たちは全部そうして、申請して申請料をもらうわけでしょう。そのあたりの兼ね合いが、どうかなっていう気がしますね。仕方ないで終わらせていいのかどうかです。

○西岡委員

今からかなり強化をやっていって、まだ50%達していないということだったけど、その辺は要望関係でよいのでは、もっともっと強化をやっていただきたいというような形で、その辺どうでしょうか。

○武藤委員

私が、最後に聞いたのが、どういう指導かということで聞いたんですけど、封書とかで、申請の催促をして、進めておりますという答えやったけん、それ以上言わなかったんですけど、結局、最初の出だしが、看板がだめなところは、委託された業者が、写真撮ってしているんですよ。そして、一つの事業者に対して、面積が広過ぎる分については、封書で送ったわけですね、違反しておりますからってということで、で、事業者はびっくりした形になって、その後も結局通知だけ——通知は、やってるということだったんですけど、できるなら委員が言われるように、やっぱり訪問してでも、こういう状況で、こういうことだから、申請をまずしてくださいということをお願いして回るぐらいのことをせんと、そのまま、来たものを、そこらにぼいと置かれて、なんだこれはという感じでそのままになっている状態にあるんじゃないかなと、私はそういうふうに思うんです。それは、訪問はしていないみたいですね。

○山口委員長

今の屋外広告物についてなんですけれども、あくまでこれは決算議案でありますので、聞き方とすれば、ここに上がっている511万5,000円という——これは内訳の説明はあったですかね。ちょっと私があんまり記憶にないですが。

(発言する者あり)

ほとんどが委託料でしょう、これは。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ですから、恐らく皆さんの見解としては、511万円も払っているということ、それと、平成26年度から条例を改正してまでも取り組んでいると、それに対してはっきりとした成果がなく、このままでいいのかなってというのが、やはり頭の中におありになろうかと思えますので、そのあたりをもう一度確認する。

それと、福井委員からありましたけれども、違反広告物、これが本当に倍増しているわけですよ。これは、はっきり言ってイタチごっこ一緒だと思うんですよ。ただ、これをするためには、やっぱり委託料を払って撤収もせんといかんもんやから、そのあたりも含めて、これは聞き方としてどういう聞き方をしたらよかとやろうかね。詳しい説明を求めると当たって、何を……。

だから、提言としては、さっき皆さんが言われたようなことで、今後取り組むようにということでいいんですが、詳しい説明を求めるということになっていますから、じゃ、何を聞くのか。

○福井委員

私自身も実は相談を受けたのが1件があるんだけど、やっぱり業者が、もう当然そういうことは、どこもしているのでもいいだろうということで、ほとんど無意識的にでかい看板を立てたと、立てようとしていたと、設計までいって、聞いたら、いや、それはできないよと、こういう話になった。設計までの金も当然つぎ込んでいる、いろんなこともあった、何じゃこれとって相談があったので行った。そうすると、これは面積を半分にしなさいよということで指導があって、面積的なこともあったから、こういうふうにしてするんだけど、業者はそれでやっぱり非常に迷惑をこうむっている状態だということで、だから、それはどっちかというといい業者よね。で、行って相談を受けて、相談して、御指導を受けてわかりましたと。その400件の中でも、相談をきちんとしてやって、ぴしゃっとやっているところと、もう自前でわかって、ずっとやっているところもあるだろうけれども、だから、やっぱりそういうふうなことで、知らなかった、わからなかったということも含めて、依然として十分なPRになっていないわけだから、そういう点からいうと、議会の立場からすれば、やっぱり四十何%では、これはだめだろうというのは、自信——自信というかな、やっぱりぴしゃっとしなきゃ、看過していいというもんでもなかろうかというふうに思います。

だから、本当に405件の中で、自前でぽんと来てやったところと、具体的に相談して、すったもんだやって、わかりました、そんなら申請出しますというのと、やっぱりいろいろあると思うんですよ、405件の中身自体も。その辺もちょっと聞いてもいいんじゃないのかなという気がします。

○山口委員長

そしたら、その屋外広告物取扱い事業に関しましては、もう一度決算の内訳と、それから、先ほど来数字が出ておりますように、例えば、許可件数で、前年度が109件も増して、405件になったということだったんですが、実際は、やっぱりまだ50%にもいっていないというようなことがありますもんですから、そういった中身をもう1回詳しくお尋ねしたいというようなことで、条例までつくってやっている以上は、今後、もっと徹底してやるべきだと。例えば、その後の提言の仕方としては、510万円の今までの委託料ではあるけれども、これが例えば、600万円、700万円になっても徹底してやれというような議論になるのか、それとも、この中でももっとできるんじゃないかという議論になるのか、それは別なんですけど、とにかく、今の中身をもう1回洗いざらいぴしゃっとお聞きをしようということでもいいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら、今、河川及び屋外広告物について出たんですが、そのほかの項目、皆さん方、何かありますか。もしないようでありましたらば、本日の分に関しましては、以上2件を上げたいというふうに思っております。

それで、もう一度整理をさせていただきます。

昨日上がった分に関しましての確認なんですが、環境部につきましては、カラス対策経費、これはもう捕獲の分についての今の現状をもう1回改めるということと、今後の方針について、それから、2番目として、ごみ処理施設の統廃合関連経費、これは環境センターの周りの6自治会に関しての中身についてということですね。

それと、3番目に、実は空き家等適正管理事業についてということで、多分建設部にも関係あるかということで、きょう聞いた上で、一応皆さんでということだったんですが、実は、予算そのものを、環境部しか持っていないということと、昨年の決算委員会でもこれは提言として出しております、それが実際事業反映されるのが平成27年度ということになりますので、合い中にちょっと1年抜けたような感じになるんですね。ですから、もしよろしければ、この空き家等適正管理事業については、今年度はもうなしにして、ちょっと様子を見たらどうかというふうに思っております。

それともう一つは、今度は上下水道局についての、下水道の水洗化率の向上、それから下水道整備計画の平成30年までの達成見込み等について、今の現状と、そういった見込みについてお尋ねをするということ、それと、本日出ました建設部につきましては、河川浄化対策、それから屋外広告物についてということで、全部で5件になろうかと思えます。以上の5件で一応確認です。よろしいでしょうか。

で、1件当たりの時間は、説明、質疑を合わせて30分程度、もしくはそれ以内を目途に説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、これらの案件につきましては、9月4日の委員会において執行部から説明を求めたいと思いますが、説明順につきましては、執行部との調整が必要ですので、正副委員長に一任をいただきたいと思ひます。

30分の5件ですから、恐らく昼をまたぐのではなからうかなと思ひますが……

(「20分ぐらい」と呼ぶ者あり)

20分とか、15分で終わるような内容もあろうかと思ひます。ですから、例えばですが、ほかの委員会では、昼までに終わりたいから9時に始めるとかいう委員会もあっているようですが、うちはどうでしょうか。

(「通知が10時に出していますので」と呼ぶ者あり)

(「どうしても9時ということであれば、執行部の都合も」と呼ぶ者あり)

今の5項目を見ますと、ざっと説明を聞いたらもうそれでいいかなっていうのもあります。特段、それに対して意見をどうこうって——で、その後ですけれども、実際、うちの委員会として提言としてまとめるのを、5項目を全部上げるということではなくて、5項目の中からまた絞り込みをするわけですので、そのあたりも含めながら、皆さんで一応御検討いただいております。

○山下伸二副委員長

9月4日に、執行部から改めて説明を受けた後に、ある程度この中で、どの項目を提言として上げるのか、どういったふうに上げるのかっていうのを、一応皆さんから話を聞かないといけなから、聞いただけでは、時間がまたそれプラスアルファかかると。

(「8日のスケジュールは、どうなるのかな」と呼ぶ者あり)

○議会事務局職員

一応8日のほうが、実際の本番の協議にはなっているんですけども、その協議の場で、何もない状態で協議をするよりも、幾らか8日の時点で意見を出していただいた分を、こちらでペーパーに落として、それをもとに協議をしていただいたほうがスムーズにいくかと思ひますので、そういう進め方のほうがよろしいかと。

○山口委員長

そしたら、4日でそこまでの作業をやっておけば、8日は、もう基本的には皆さんで確認をしていただく作業だけ。議論を4日に済ましておけばいいわけやろう。

○議会事務局職員

そうですね、4日である程度まとまった状態で、8日、特に出てきたものに異論がなければ、さっと流れていくような形になるかと。

○山口委員長

ですから、8日をできるだけ労力を少なくして済むように、4日にあらかたやっておければなというふうに思っておりますので、そこまでの時間を踏まえたら、ひょっとして中身に関しては、30分で済んで40分かかるかもしれませんので、一応お昼をまたがる可能性も

あるということは、皆さん御承知おきをいただきたいと思っております。

あと、何か御質問等ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、本日の審査を終了いたします。

次の委員会は9月4日金曜日午前10時を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の建設環境委員会を終了いたします。お疲れさまでした。